

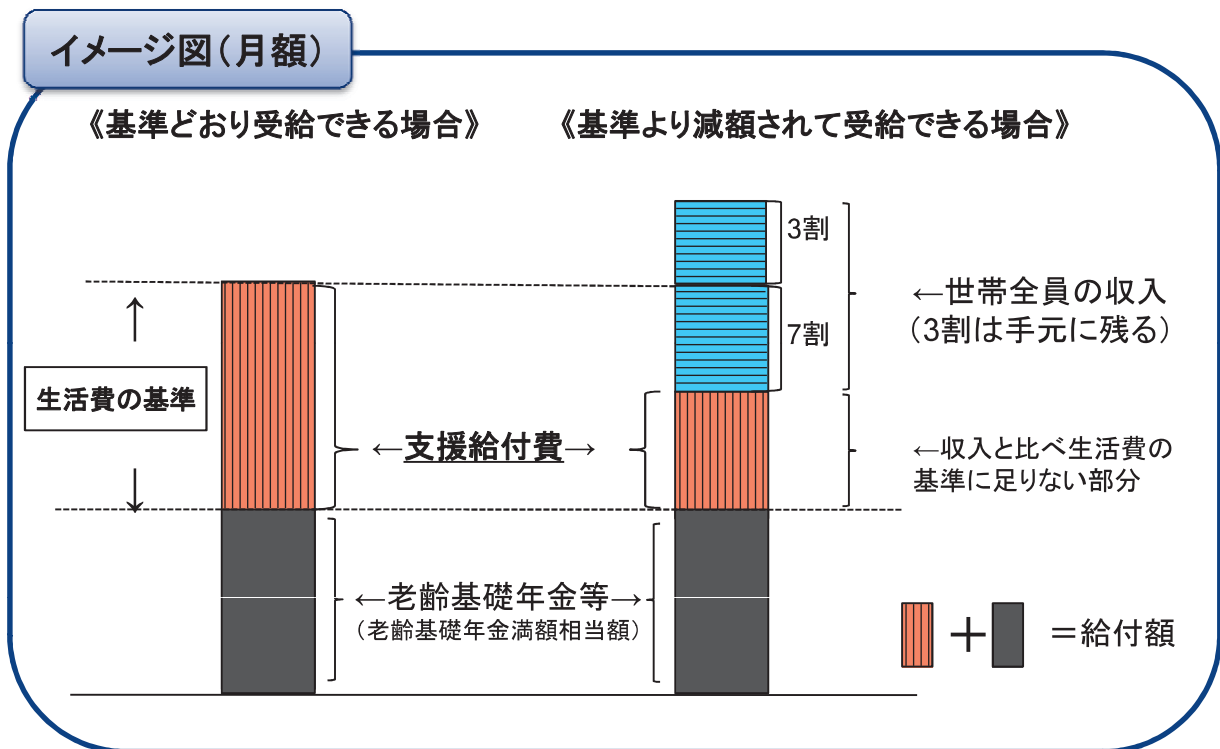
## ～基準どおりの支援給付が受けられる場合～

中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金等以外に世帯全員に収入のない場合は、「生活費の基準」で定められた額の満額が支給されます。

## ～基準より減額された支援給付が受けられる場合～

ご本人の満額の老齢基礎年金等以外に、勤労収入、厚生年金など世帯員の収入がある場合は、「生活費の基準」で定められた額から、世帯全員の収入から一定額を除いた額を引いた残りの額が支援給付として支給されます。

### イメージ図(月額)



### ☆ 子ども世帯と同居している（同居を検討している）方へ

支援給付制度は、子ども世帯の収入認定の方法について、子ども世帯に一定の収入があっても同居しながら支援給付を受給できるよう配慮した計算方法をとっております。

子ども世帯と同居している方で支援給付を受けていない方、あるいはこれから同居を考えている方は、実施機関にご相談ください。  
(P. 9参照)

## ～支援給付を受けられない場合～

以下のような場合には支援給付を受けられないことがあります。

### 1 十分な収入がある場合

ご本人や配偶者の年金や就労収入、財産収入等が生活費の基準を上回る場合

### 2 十分な資産を所有している場合

預貯金や貯蓄型の生命保険、不動産など資産をお持ちの方については、その額や、処分した場合の価値にもよりますが、支援給付を受けられない場合があります（保有限度は、現金及び預貯金の額で、約500万円が目安）。支援給付の支給にあたっては、その資産をまず生活の安定に役立てていただくことが原則になるからです。

なお、不動産については、お住まいに活用されている場合や、お子様が所有している場合など、処分せずに支援給付が受けられることがありますので、実施機関にご相談ください。

### 3 他の制度の利用やご親族の経済的な援助がある場合

雇用保険や障害者自立支援など他の制度を利用できるときや、ご親族が経済的援助を申し出ているようなときなど、支援給付によらずに収入を得られる場合には、まず他の制度や援助を受けることが優先されます。

※ いずれの場合でも、詳細は実施機関にご相談ください。



## ◆ 支援給付の種類

支援給付には次のような種類があり、支給を受ける世帯の必要に応じて、以下の各支援給付を組み合わせることで支援給付費が支給されます。

- **生活支援給付** 日常生活に必要な食費や光熱水費、衣類などの費用

※ 以下のような事情等により額が変わることがあります。  
(例) ◎65歳になったとき・・・介護保険料分の加算がつきます。  
◎70歳になったとき・・・年齢に応じた減額があります。  
◎11月から3月まで・・・冬期加算がつきます。  
◎12月・・・期末一時支援給付がつきます。

- **住宅支援給付** 家賃など住居に関する費用  
(一定の限度があります。)

- **医療支援給付** 病院などの医療機関における必要診療費や通院費（診療費については実施機関が医療機関に支払います。)

- **介護支援給付** 介護保険の給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用

- **出産支援給付** 出産のための費用

- **生業支援給付** 小規模な事業を始めるための費用  
手に職をつけるための技能習得費用

- **葬祭支援給付** 葬式のための費用  
(他に葬祭を行う遺族がいる場合には、給付を受けることができません。)

※ご本人が受けられる支援給付については支給決定(変更)通知書をご覧ください。(P.11に通知書貼付欄あり)